

| | |
|-------------|--|
| 法 令 等 名 | 道路交通法 |
| 根 拠 条 項 | 第51条の13第2項 |
| 処 分 の 概 要 | 駐車監視員資格者証の返納命令 |
| 原権者（委任先） | 大阪府公安委員会 |
| 法令等の定め | 確認事務の委託の手續等に関する規則第14条（駐車監視員資格者証の返納の命令等） |
| 処 分 基 準 | <p>駐車監視員資格者証の交付を受けた者が道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益をを図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益をを図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。</p> |
| 問 い 合 わ せ 先 | 交通部駐車管理課管理第二係（電話06-6943-1234 内線709-231） |
| 備 考 | |